

ともに生きる社会へ

～障害を理由とする差別の解消にむけて～



障害者差別解消法ってどんな法律？

障害者差別解消法は、国や市区町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者での「障害を理由とした差別」をなくし、障害があるなしにかかわらず、すべての人がお互いに人格と個性を尊重しあいながら共に生きる社会を作るための法律です。

長岡市

対象となる障害は？

- ・身体障害
- ・知的障害
- ・精神障害
(発達障害を含む)
- ・その他心身の機能の障害

がある人で、
障害および社会的障壁[★]により継続的に日常生活又は社会生活に制限を受ける状態にある人すべての人を対象としています。(障害児も含む)

※各種障害者手帳をもっていなくても対象となります



外見では障害がわかりにくい方もいます

★ **社会的障壁とは** 障害のある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となるもので、次のような事物、制度、慣行、観念のことです

- ① **社会における事物** (通行、利用しにくい施設、設備など)
- ② **制度** (利用しにくい制度など)
- ③ **慣行** (障害のある人の存在を意識していない慣習、文化など)
- ④ **観念** (障害のある人への偏見など)

対象となる事業者は？

会社やお店などの民間事業者に加え、ボランティア活動をするグループなども「事業者」に含まれます。

※個人事業者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も含まれます

事業者に求められることは？

● 対応指針に従った対応・取組をお願いします

事業を所管する国の各省庁は、事業者が適切に対応するために、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例などの「対応指針」を定めています(裏表紙のとおり)。事業者は「対応指針」を参考にして障害者差別の解消に向けて自主的に取り組むことが期待されています。

※事業者が法律に反する行為を繰り返し、自主的な改善を期待することが困難な場合は、国の各省庁に報告を求められたり、注意などをされることがあります。

● 不当な差別的取扱いを禁止しています

障害のある人に正当な理由なく **障害を理由として**、サービスの提供を **拒否** したり、時間や場所を **制限** したり、障害のない人には付けない条件を付けたりするような行為を 禁止しています。

※正当な理由の判断の観点

- 目的に照らしてやむを得ないといえる場合です。
- 具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。
(例：安全の確保、事業の目的・内容の維持、損害発生の防止など)

《不当な差別的取り扱いの例》



盲導犬を連れている視覚障害者
に対して入店を拒否する



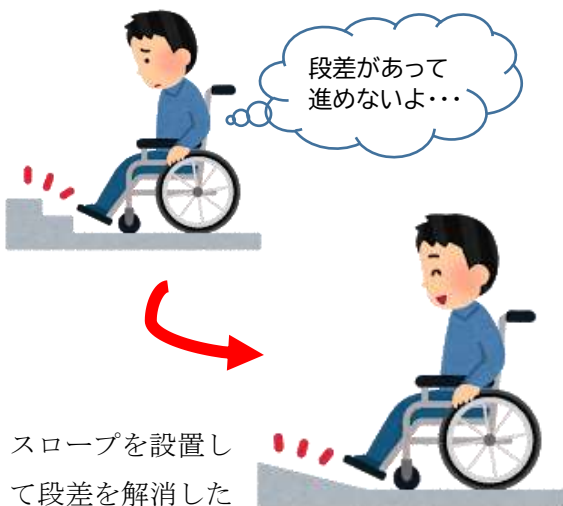
他の人にはない条件を付ける

● 合理的配慮の提供をお願いします

障害のある人から何らかの配慮を求める意思表示があった際に、事業者にとって負担が大きすぎない範囲で対応をお願いします。

※求められた配慮を行えない場合でも、お互いの情報や意見を伝え合い、代替措置を提案するなどの柔軟な対応をお願いします。

《合理的配慮の提供例》



スロープを設置して段差を解消した



セミナー開催時に聴覚に障害のある人のために、手話通訳を設置した

各分野における具体例等は国の各省庁が定めている下記の「対応指針」をご確認ください。

省 庁	対 応 指 針
内閣府	内閣府本府所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針
国家公安委員会	国家公安委員会が所管する事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針
金融庁	金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針
消費者庁	消費者庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針
復興庁	復興庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針
法務省	法務省所管事業（債権管理回収業・認証紛争解決事業）分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針
	法務省所管事業（公証人・司法書士・土地家屋調査士）分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針
	法務省所管事業（更生保護事業）分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針
外務省	外務省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針
財務省	財務省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針
文部科学省	文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針
厚生労働省	福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針
	医療分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針
	衛生分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針
	社会保険労務士の事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針
	障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針
	雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針
農林水産省	農林水産省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針
経済産業省	経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針
国土交通省	国土交通省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針
環境省	環境省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

※合理的配慮の具体例はこちらから確認できます

合理的配慮サーチ:<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>